

長野県看護大学競争的資金等の運営・管理に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県看護大学（以下「本学」という。）における競争的資金等の運営・管理に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(競争的資金等)

第2条 この規程において「競争的資金等」とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人（以下「文部科学省等」という。）から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金等をいう。

(競争的資金等の運営・管理に関わる者の責任と権限)

第3条 競争的資金等の運営・管理に関わる者の責任と権限は、次のとおりとする。

- (1) 学長は、最高管理責任者として本学全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負うものとする。
- (2) 事務局長は、統括管理責任者として最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- (3) 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(競争的資金等に係る事務処理手続き)

第4条 競争的資金等に係る事務処理手続きについては、長野県の会計関係規則等に準じて行うものとする。

(事務処理手続きに関する相談受付窓口)

第5条 競争的資金等に係る事務処理手続きに関する本学内外からの相談を受け付ける窓口を事務局総務課に置く。

(不正防止計画の策定)

第6条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因を把握し、その要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。

(不正防止計画の実施)

第7条 本学全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者（以下、「不正防止計画推進員」という。）を置き、事務局次長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

(不正な取引に関与した業者への処分)

第8条 不正な取引に関与した業者に対しては、「長野県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領」に基づき処分を行うものとする。

(使用に関するルール等に関する相談受付窓口)

第9条 競争的資金等の使用に関するルール等について、本学内外からの相談を受け付ける窓口を事務局総務課に置く。

(不正に係る情報通報(告発)受付窓口)

第10条 本学内外からの競争的資金等の不正に係る情報通報(告発)(以下「不正情報通報等」という。)を受け付ける窓口を事務局総務課に置く。

2 不正情報通報等受付担当者は、当該通報等の受付をしたときは、速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者にその内容を報告するものとする。

(内部監査体制)

第11条 競争的資金等の適正な管理のため、最高管理責任者の下に内部監査チームを置く。

2 内部監査チームは、複数の内部監査員で構成し、最高管理責任者が指名する者をもって充てる。

3 内部監査チームは、会計書類の形式的要件等の財務情報に関する監査を実施するほか、モニタリング体制の不備の検証も行う。

4 内部監査チームは、不正防止計画推進員との連携を強化し、不正発生要因に応じた内部監査を実施する。

(規程の準用)

第12条 この規程は、第2条に規定する競争的資金等以外の政府関係機関及び地方公共団体等の公的機関から配分される競争的資金等の運営・管理について準用する。

(補足)

第13条 この規程の運用、解釈等について疑義が生じたときは、教授会において決定する。

付 則

この規程は、平成21年10月6日から施行する。